

# 第123期 定時株主総会 招集ご通知

## 【新型コロナウイルス感染症の対策に関するお願い】

新型コロナウイルスの感染予防のため、株主の皆様  
の安全を第一に考え、本年の株主総会の開催方針を以  
下のとおりといたしたく存じます。

- ・後記の株主総会書類をご参照のうえ、可能な限り書  
面またはインターネット等での議決権をご行使いた  
だき、当日のご来場を見合わせていただくことをご検討  
いただきますようお願い申し上げます。

- ・株主総会の運営につきましては、ご滞在時間の短縮  
化のため、株主懇親会及び工場見学は中止とさせてい  
たきます。

- ・株主の皆様へのお土産の配布は中止とさせていた  
きます。

**開催日時** 2022年6月29日（水曜日）午前10時30分

**開催場所** 群馬県安中市郷原2993番地  
当社 本店 会議室

## 決議事項

**第1号議案** 剰余金処分の件

**第2号議案** 定款一部変更の件

## 目次

第123期定時株主総会招集ご通知……………	1
(添付書類)	
事業報告……………	4
連結計算書類……………	22
計算書類……………	25
監査報告……………	28
株主総会参考書類……………	36

株 主 各 位

群馬県安中市郷原2993番地  
株式会社 岡本工作機械製作所  
代表取締役社長 石 井 常 路

## 第123期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第123期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年6月28日（火曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月29日（水曜日）午前10時30分

2. 場 所 群馬県安中市郷原2993番地  
当社 本店 会議室

### 3. 目的事項 報告事項

1. 第123期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）  
事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結  
計算書類監査結果報告の件
2. 第123期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）  
計算書類の内容報告の件

### 決 議 事 項

第1号議案  
第2号議案

剰余金処分の件  
定款一部変更の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

本招集ご通知において提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

- ① 連結計算書類の「連結注記表」
- ② 計算書類の「個別注記表」

なお、監査役及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知に記載された内容と、この①と②で構成されております。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.okamoto.co.jp>）に掲載させていただきます。

# 議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

## 株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

**開催日時** 2022年6月29日(水曜日) 午前10時30分  
(受付開始：午前9時30分)

## 書面（郵送）で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

**行使期限** 2022年6月28日(火曜日) 午後6時到着分まで

## インターネットで議決権を行使される場合



パソコン又はスマートフォンから議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

**行使期限** 2022年6月28日(火曜日) 午後6時入力完了分まで

※ 書面（郵送）とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきます。

※ インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

# インターネット等による議決権行使について

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>



① 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



② 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック



③ 新しいパスワードを登録する。

「新しいパスワード」を入力

「送信」をクリック

※操作画面はイメージです。

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※ 午前2時から午前5時までは、議決権行使サイトの保守・点検のため接続いただくことができません。

※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使サイトが利用できない場合があります。

※ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信費等は株主さまのご負担となります。

システム等に関する  
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）  
フリーダイヤル 0120-173-027 (9:00~21:00、通話料無料)

## 事業報告

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は、各国において新型コロナウイルス感染症のワクチン接種が進み感染症の拡大が抑制され、個人消費や経済活動が緩やかに回復基調で推移いたしました。一方で、半導体不足による生産・供給の遅れや原材料価格の高騰に加え、年度終盤からのウクライナ情勢の緊迫化により、先行きの不透明感はさらに強まっております。

わが国経済におきましては、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の適用による制限が続く中で、ワクチン接種の普及により社会・経済活動の持ち直しの動きがみられたものの、オミクロン株の発生による感染の再拡大や半導体不足、原材料価格の高騰など、景気の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

このような状況の中で当社グループは、今期が最終年度となる中期経営計画「SHINKA 2022」の達成のため、オンラインやWebサイトを通しての販売活動など、現状の経営環境に適応した戦略を継続し、業績向上に努めてまいりました。

その結果、当連結会計年度における連結売上高は37,547百万円(前連結会計年度は30,372百万円)、営業利益は4,081百万円(前連結会計年度は1,905百万円)、経常利益は4,197万円(前連結会計年度は1,869百万円)となり、親会社株主に帰属する当期純利益は2,892百万円(前連結会計年度は1,458百万円)となりました。

事業別状況は次のとおりです。

#### (工作機械事業)

国内市場におきましては、ものづくり補助金や事業再構築補助金などの経済政策や半導体業界の成長を背景に産業用機械市場は回復が継続しております。受注につきましては、半導体関連向けを中心に幅広い業界から汎用平面研削盤、大型平面研削盤、内面研削盤などの設備需要があり、好調に推移いたしました。売上につきましても、工作機械業界向けの精密歯車や鋳物の販売が大きく増加し、前年度を上回る結果となりました。

海外市場におきましては、米国では金型業界向けの需要増加と航空機関連での回復の動きが見られ、汎用平面研削盤や大型平面研削盤などを中心として受注・売上共に前年度よりも大きく増加いたしました。欧州では経済活動の再開や自動車産業の復調による景気の拡大で、EV車関連向けに平面研削盤の需要が高まり、受注は前年度を上回っております。また、好調な受注を背景

に大型平面研削盤の販売が貢献し売上も増加しております。中国ではEV車関連向けの設備投資が前年度から活発で、大型平面研削盤や小型成形研削盤の需要が拡大し、受注、売上共に好調を維持しております。東南アジアにおきましても、年度後半からの行動制限緩和により設備投資意欲が回復し、受注、売上共に低調であった前年度を上回ることができました。

以上の結果、売上高は26,096百万円（前連結会計年度は21,068百万円）、セグメント利益（営業利益）は1,630百万円（前連結会計年度は432百万円）となりました。

#### （半導体関連装置事業）

半導体市場におきましては、企業のデジタル化の促進、5Gスマートフォンの高機能化によってパソコン、データセンター関連向けの半導体デバイスの需要が引き続き高まっております。

このような状況の中で当社グループは、ポリッシュ装置やラップ盤の拡販に向けて、ウェーハ業界向けの新機種開発やサポート体制の強化などの諸施策を進め、拡大する半導体関連装置需要を着実に取り込んでまいりました。その結果、受注につきましては、半導体業界で継続している設備投資需要が高水準を維持したことにより、国内、東アジア、欧州の複数の取引先から半導体製造装置の受注を獲得するなど、前年度から大きく増加いたしました。売上につきましても、旺盛な半導体需要が寄与し、東アジア向けのウェーハ生産用のファイナルポリッシャーの販売が増加するなど、前年度を上回る結果となりました。

以上の結果、売上高は11,450百万円（前連結会計年度は9,303百万円）、セグメント利益（営業利益）は3,456百万円（前連結会計年度は2,444百万円）となりました。

| 事業区分      | 売上高       | 受注高       |
|-----------|-----------|-----------|
| 工作機械事業    | 26,096百万円 | 34,160百万円 |
| 半導体関連装置事業 | 11,450百万円 | 32,702百万円 |

（注） 当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しており、当連結会計年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

**(2) 設備投資等の状況**

当連結会計年度において当社グループは、生産体制の強化・合理化を目的として、1,536百万円の設備投資を実施いたしました。主なものは、当社安中工場、岡本工機株式会社及びOKAMOTO (THAI) CO.,LTD.での生産設備の増設及び更新であります。

**(3) 資金調達の状況**

当社は、当連結会計年度中に新株予約権を発行し、2,453百万円の資金調達を行っております。

**(4) 対処すべき課題**

今後の見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染症はワクチン接種などの取組みによって次第に収束に向かうと考えられておりますが、依然として不安定な状況であります。またウクライナ情勢の動向に伴う原油・原材料価格の高騰など、当社を取り巻く経済環境の先行きは不透明感が増す状況となっております。そのような状況の中で、当社グループは2022年度を初年度とする次期中期経営計画を策定し、その重点施策を確実に実行できる体制を構築してまいります。

今後とも株主の皆様におかれましては一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

**(5) 財産及び損益の状況の推移**

| 区 分                      | 第 120 期<br>(2019年3月期) | 第 121 期<br>(2020年3月期) | 第 122 期<br>(2021年3月期) | 第 123 期<br>(2022年3月期)<br>(当連結会計年度) |
|--------------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|------------------------------------|
| 売上高(百万円)                 | 36,067                | 34,305                | 30,372                | 37,547                             |
| 経常利益(百万円)                | 3,522                 | 2,420                 | 1,869                 | 4,197                              |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益(百万円) | 3,224                 | 1,582                 | 1,458                 | 2,892                              |
| 1株当たり当期純利益(円)            | 792.52                | 395.31                | 364.38                | 688.61                             |
| 潜在株式調整後<br>1株当たり当期純利益(円) | —                     | —                     | —                     | 684.47                             |
| 総資産(百万円)                 | 36,627                | 34,164                | 35,050                | 47,507                             |
| 純資産(百万円)                 | 12,557                | 13,110                | 15,080                | 20,331                             |

- (注) 1. 当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当連結会計年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。
2. 第120期から第122期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(6) 重要な子会社の状況

| 会社名                              | 資本金                 | 議決権比率      | 主要な事業内容                  |
|----------------------------------|---------------------|------------|--------------------------|
| 岡本工機株式会社                         | 百万円<br>322          | %<br>100.0 | 精密歯車、工作機械及び半導体関連装置の製造、販売 |
| 技研株式会社                           | 百万円<br>18           | 100.0      | 工作機械の製造、再生、販売            |
| OKAMOTO CORPORATION              | 千米ドル<br>4,754       | 100.0      | 工作機械及び半導体関連装置の輸入、販売      |
| OKAMOTO (SINGAPORE) PTE, LTD.    | 千シンガポールドル<br>24,077 | 100.0      | 工作機械及び半導体関連装置の製造、販売      |
| OKAMOTO (THAI) CO., LTD.         | 百万タイバーツ<br>477      | 100.0      | 工作機械及び鋳物の製造、販売           |
| OKAMOTO MACHINE TOOL EUROPE GMBH | 千ユーロ<br>511         | 100.0      | 工作機械及び半導体関連装置の輸入、販売      |
| 岡本工機（常州）有限公司                     | 千米ドル<br>2,900       | 100.0      | 工作機械及び精密歯車の製造、輸入、販売      |

(注) 1. OKAMOTO(THAI)CO.,LTD.の議決権は当社が74.6%所有しOKAMOTO(SINGAPORE)PTE,LTD.が25.4%所有しております。

2. 岡本工機（常州）有限公司の議決権は岡本工機株式会社が100%所有しております。

(7) 主要な事業内容（2022年3月31日現在）

当社グループでは工作機械並びに半導体関連装置の製造、販売及び修理を行っております。

| 事業内容      | 主要製品                                               |
|-----------|----------------------------------------------------|
| 工作機械事業    | 平面研削盤、成形研削盤、内面研削盤、円筒研削盤、歯車研削盤、専用研削盤、精密歯車、鋳物        |
| 半導体関連装置事業 | グラインディングマシン、スライシングマシン、ポリッシングマシン、ラッピングマシン、ガラス基板研磨装置 |



## (8) 主要な営業所及び工場 (2022年3月31日現在)

|                                     |                                                                                                          |
|-------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 当 社                                 | 本社工場：群馬県安中市、横浜事務所：神奈川県横浜市<br>営業所：首都圏営業所(神奈川県)、大阪営業所(大阪府)、<br>名古屋営業所(愛知県)、仙台営業所(宮城県)、<br>福岡営業所(福岡県)、他4営業所 |
| 岡 本 工 機 株 式 会 社                     | 本社工場：広島県福山市、尾道工場：広島県尾道市<br>府中工場：広島県府中市                                                                   |
| 技 研 株 式 会 社                         | 本社工場：神奈川県綾瀬市<br>勝田工場：茨城県ひたちなか市                                                                           |
| OKAMOTO CORPORATION                 | 本社：アメリカ合衆国イリノイ州                                                                                          |
| OKAMOTO (SINGAPORE)<br>PTE,LTD.     | 本社工場：シンガポール共和国                                                                                           |
| OKAMOTO (THAI) CO., LTD.            | 本社工場：タイ王国アユタヤ県                                                                                           |
| OKAMOTO MACHINE TOOL<br>EUROPE GMBH | 本社：ドイツ連邦共和国ランゲン市                                                                                         |
| 岡 本 工 機 (常 州) 有 限 公 司               | 本社工場：中国江蘇省常州市                                                                                            |

## (9) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

## ① 企業集団の従業員の状況

| 事業区分      | 従業員数   | 前連結会計年度末比増減 |
|-----------|--------|-------------|
| 工作機械事業    | 1,842名 | 9名増         |
| 半導体関連装置事業 | 113名   | 19名増        |
| 全社(共通)    | 29名    | 増減なし        |
| 合計        | 1,984名 | 28名増        |

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であります。  
 2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。  
 3. 前連結会計年度と比べ半導体関連装置事業の従業員数が19名増加しております。主な理由は、受注高の増加に伴い国内子会社で生産体制の見直しを行ったことによるものであります。

## ② 当社の従業員の状況

| 従業員数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|-----------|-------|--------|
| 455名 | 11名増      | 42.3歳 | 16.3年  |

- (注) 従業員数は就業人員数であり、出向者(27名)は含まれておりません。

(10) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

| 借 入 先                        | 借 入 金 残 高 |
|------------------------------|-----------|
| 株 式 会 社 広 島 銀 行              | 1,049百万円  |
| Bangkok Bank Public Co.,Ltd. | 607       |
| 株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫      | 558       |
| シ ン ジ ケ ー ト ロ ー ン            | 480       |
| 株 式 会 社 も み じ 銀 行            | 390       |

(注) シンジケートローンは、株式会社三菱UFJ銀行を主幹事とする5行によるものです。

## 2. 会社の株式に関する事項 (2022年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 18,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 4,717,895株
- (3) 株主数 5,772名

### (4) 大株主 (上位10名)

| 株 主 名                                                                                     | 持 株 数 | 持 株 比 率 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------|-------|---------|
| 株式会社日本カストディ銀行 (信託口)                                                                       | 274千株 | 6.03%   |
| BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES<br>LUXEMBOURG/JASDEC/FIM/LUXEMBOURG<br>FUNDS/UCITS ASSETS | 200   | 4.40    |
| NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-<br>MARGIN (CASHPB)                                    | 127   | 2.79    |
| 三菱UFJ信託銀行株式会社                                                                             | 116   | 2.55    |
| 株式会社三菱UFJ銀行                                                                               | 107   | 2.36    |
| 株式会社ブイ・テクノロジー                                                                             | 99    | 2.17    |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)                                                                  | 97    | 2.13    |
| ファナック株式会社                                                                                 | 94    | 2.06    |
| あいおいニッセイ同和損害保険株式会社                                                                        | 77    | 1.70    |
| MSCO CUSTOMER SECURITIES                                                                  | 63    | 1.39    |

- (注) 1. 当社は、自己株式を172,680株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
 2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。  
 3. 三菱UFJ信託銀行株式会社の所有株式数の内、信託業務に係る株式数はありません。

### (5) 新株予約権の状況

2021年9月10日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権

|                        |                                                                                              |
|------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 新株予約権の名称               | 株式会社岡本工作機械製作所第1回新株予約権                                                                        |
| 新株予約権の総数               | 7,000個                                                                                       |
| 新株予約権の目的である株式の種類と数     | 普通株式 700,000株<br>(新株予約権1個当たり100株)                                                            |
| 新株予約権の払込金額             | 本新株予約権1個当たり6,140円                                                                            |
| 新株予約権の払込期日             | 2021年9月27日                                                                                   |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | 当初行使価額 6,275円<br>上限行使価額 なし<br>下限行使価額 4,092円<br>行使価額の修正 各行使請求の効力発生日の直前取引日の当社普通株式の終値の92%に相当する額 |
| 新株予約権の行使期間             | 2021年9月28日から2024年9月27日まで                                                                     |
| 新株予約権の行使の条件            | 本新株予約権の一部は行使できないものとする                                                                        |
| 割当先                    | 第三者割当の方法により、大和証券株式会社すべての本新株予約権を割当                                                            |

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の氏名等 (2022年3月31日現在)

| 会社における地位 | 氏名   | 担当及び重要な兼職の状況                   |
|----------|------|--------------------------------|
| 代表取締役社長  | 石井常路 |                                |
| 取締役      | 伊藤暁  | 常務執行役員 技術開発本部長                 |
| 取締役      | 高橋正弥 | 常務執行役員 管理本部長<br>子会社関係管掌        |
| 取締役      | 渡邊哲行 | 常務執行役員 営業本部長                   |
| 取締役      | 山下健治 | 株式会社ヤマシタワークス 代表取締役             |
| 取締役      | 吉見威志 | 神戸学院大学経済学部名誉教授                 |
| 常勤監査役    | 田中良和 |                                |
| 常勤監査役    | 瀬川雅夫 |                                |
| 監査役      | 山岡通浩 | 弁護士<br>インターステラテクノロジズ株式会社 社外監査役 |
| 監査役      | 下崎一生 |                                |

- (注) 1. 取締役山下健治氏及び取締役吉見威志氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役瀬川雅夫氏、監査役山岡通浩氏及び監査役下崎一生氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役田中良和氏は、長年にわたり当社の経理及び内部統制の業務に従事した経験を通じ、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 常勤監査役瀬川雅夫氏は、金融機関での長年の業務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は、取締役山下健治氏、取締役吉見威志氏及び監査役山岡通浩氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 当社と社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。  
当該契約に基づく損害賠償の責任限度額は、法令の定める限度額としております。

## (2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

### イ. 役員区分ごとの報酬等の総額

| 区 分                | 員 数       | 報 酬 等 の 総 額  |
|--------------------|-----------|--------------|
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 6名<br>(2) | 85百万円<br>(8) |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 4<br>(3)  | 41<br>(27)   |
| 合 計                | 10        | 126          |

- (注) 1. 取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
2. 監査役の報酬の額は、株主総会で決議された監査役年間報酬限度額の範囲内で、その具体的金額については監査役の協議によって決定しております。  
3. 当社は、2008年6月27日開催の第109期定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止しております。

### ロ. 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役及び監査役の報酬については、株主総会で決議された取締役全員及び監査役全員のそれぞれの報酬総額の最高限度額の範囲内において、各取締役の報酬額は、取締役会が決定し、各監査役の報酬額は、監査役の協議により決定しております。当社の役員報酬等に関しては2007年6月28日開催の第108期定時株主総会で決議されております。その決議の内容は取締役年間報酬限度額を3億円（ただし、使用人兼務取締役の使用人分は含まない。定款で定める取締役の員数は15名以内）、監査役年間報酬限度額を7千万円（定款で定める監査役の員数は4名以内）とするものです。当該株主総会終結時点での取締役の員数は6名（うち、社外取締役2名）、監査役の員数は4名（うち、社外監査役3名）であります。

### ハ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針

取締役の報酬の額及びその算定方法の決定に関する方針は、代表取締役社長石井常路が、役位、職責、在位年数等に応じた一定の基準に基づき算出し、会社業績等を総合的に勘案して、取締役会に提出のうえ、取締役会で決議しております。取締役の報酬は確定額報酬のみとし、業績連動報酬等及び非金銭報酬等は支給しておりません。なお、代表取締役社長に委任をした理由は、代表取締役社長が当社グループの経営状況等を当社グループにおいて最も熟知し、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。

当社は、2021年4月23日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

### 二. 取締役の個人別報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別報酬の決定にあたっては、代表取締役社長が決定方針との整合性を含めて検討しており、取締役会はその答申を尊重し、決定方針に沿うべきものであると判断しております。

### (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び子会社の取締役、監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険を保険会社との間で締結しております。保険料は当社が全額負担しており、被保険者の実質的な負担はありません。

当該保険契約では、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または該当責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずる損害について、填補することとされています。ただし、法令違反の行為のあることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

#### (4) 社外役員に関する事項

##### イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役山下健治氏は、株式会社ヤマシタワークスの代表取締役であります。当社と兼職先との間に特別な関係はありません。
- ・取締役吉見威志氏は、神戸学院大学経済学部の名誉教授であります。当社と兼職先との間に特別な関係はありません。
- ・監査役山岡通浩氏は、インターステラテクノロジー株式会社社外監査役であります。当社と兼職先との間に特別な関係はありません。

##### ロ. 当事業年度における主な活動状況

|     |         | 出席状況及び発言状況                                                                                                                      |
|-----|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 | 山下 健 治  | 当事業年度に開催された取締役会12回全てに出席いたしました。長年にわたる企業経営者としての豊富な経験と幅広い知識に基づき、取締役会の監督、助言を行うなど、意思決定の妥当性と適正性を確保するため適切な役割を果たしております。                 |
| 取締役 | 吉 見 威 志 | 当事業年度に開催された取締役会12回全てに出席いたしました。長年にわたる学識経験者としての専門的知識と幅広い見識に基づき、取締役会の監督、助言を行うなど、意思決定の妥当性と適正性を確保するため適切な役割を果たしております。                 |
| 監査役 | 瀬 川 雅 夫 | 当事業年度に開催された取締役会12回、監査役会14回全てに出席いたしました。長年にわたる金融機関での豊富な経験と幅広い知識から、取締役会の意思決定の妥当性と適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において適宜必要な発言を行っております。 |
| 監査役 | 山 岡 通 浩 | 当事業年度に開催された取締役会12回、監査役会14回全てに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性と適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において適宜必要な発言を行っております。            |
| 監査役 | 下 崎 一 生 | 当事業年度に開催された取締役会12回、監査役会14回全てに出席いたしました。保険会社での豊富な経営経験と幅広い知識から、取締役会の意思決定の妥当性と適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において適宜必要な発言を行っております。     |



## 4. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

|                                     | 支 払 額 |
|-------------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 48百万円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 48百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人からの説明を受けた当事業年度の会計監査計画の監査日数や人員配置などの内容、前年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の監査の遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積りの算出根拠を精査した結果、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。
3. 当社の子会社のうち、OKAMOTO(SINGAPORE)PTE,LTD.、OKAMOTO(THAI)CO.,LTD.、OKAMOTO MACHINE TOOL EUROPE GMBHは、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、当該会計監査人の解任を検討し、解任が妥当と認められる場合には監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、その他必要と判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

## 5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人が法令、定款を遵守し、企業倫理を尊重する行動ができるように、また社会人としての正しい姿勢・行動ができるように「コンプライアンス基本方針」を定め、取締役及び使用人に周知徹底させる。

内部統制を推進する組織を設置するとともに、取締役及び使用人に対するコンプライアンスの教育・研修を継続的に実施し、法令・定款遵守、コンプライアンスの実効性の確保及び財務報告の信頼性を高めることに努める。

- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理は、文書管理規程等の社内規程に従って行い、取締役及び監査役が常時閲覧できる体制を整備する。

- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規程を定め、この規程に沿ったリスク管理体制の構築・運用を行う。

各部門はそれぞれの部門に関するリスク管理を行い、リスク管理統括部署に定期的にリスク管理の状況を報告する。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定時にて開催するほか、適宜臨時取締役会を開催し、重要事項に関して迅速かつ的確な意思決定を行うものとする。

また、中期事業計画及び年度事業計画を策定し、進捗管理を行い、その達成を図る。

- (5) 次に掲げる体制その他の当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

①当社の子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員その他これらの者に相当するもの（③④及び⑦②において「取締役等」という。）の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

②当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

③当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

④当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

子会社の取締役等の職務の執行に係る重要な事項については当社へ報告することとする。重要な事項については関係会社管理規程に定める。

子会社においても、1項、3項、4項と同様のことを実施することとする。

グループ各社の経営を管理する担当部署を置き、関係会社管理規程に基づき、子会社の状況に応じて必要な管理を行う。

また、それぞれの子会社を監査する担当部署を置き、定期的に監査を行い、業務の適正を確保する体制の整備を行う。

- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び使用人の取締役からの独立性に関する事項、及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の要請があれば、合理的な範囲で使用人を置くものとする。

なお、監査役の職務を補助する使用人を置いた場合、使用人の任命、解任、評価、異動等については監査役会の同意を得た上で決定することとし、当該使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性を確保するものとする。

- (7) 次に掲げる体制その他の監査役への報告に関する体制、及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

①取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

②当社の子会社の取締役等、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

取締役及び使用人は、法令や定款違反や当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について、監査役に報告することとする。報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないこととする。当社の子会社の取締役等、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者についても同様とする。

なお、前記にかかわらず、監査役は必要に応じて、取締役及び使用人、当社の子会社の取締役等、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者に対し報告を求めることができるものとする。

- (8) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役からの請求があった場合、特別の事情がない限り支払いに応じるものとする。

- (9) その他監査役による監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、会計監査人、内部監査担当部門等と意見及び情報の交換を行い、監査の実効性を確保するものとする。

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) 内部統制システム全般について

当社及び子会社の内部統制システム全般の整備は総務部が実施しており、運用状況は内部監査室が随時モニタリングしております。また内部監査室は金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の有効性の評価」を行っております。

(2) コンプライアンスについて

コンプライアンスについて、各種規程の制定、改定を適時実施し各部署に規程集として配置しております。特にコンプライアンス基本方針や倫理規定等コンプライアンス遵守の要となる規程に関しては、ハンドブックを全社員に配付し、定期的に研修を実施しております。

(3) リスク管理について

当社の危機管理に関する事項を定めたリスク管理規程に基づき、リスク管理委員会（当事業年度は4回開催）を設置し潜在的なリスクについてチェックを行い、より適切な対策の検討を継続的に行っております。

(4) 子会社経営管理について

子会社の経営管理につきましては、総務部が関係会社管理規程に基づき、子会社の内部統制の整備を行っております。子会社における重要事項については、同規程に基づき当社の主管部門の決裁を受ける仕組みとなっております。また当社の内部監査室は、子会社に対する監査を実施しており、グループ経営に対応するモニタリングを随時実施しております。

## 6. 会社の支配に関する基本方針

### (1) 基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではなく、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様のご決定に委ねられるべきだと考えております。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えております。

### (2) 取組みの具体的な内容

#### ① 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は1926年の創業以来、研削盤を中心とした工作機械分野と半導体関連装置分野において、高性能の製品を生産し顧客のニーズに応じていくことによって高い評価を受けてきました。今後も長期にわたる顧客・取引先との信頼関係やブランド力に基づき、さらに安定した経営基盤を確立し、社会に大きく貢献していけるような企業への飛躍を目指しています。

当社グループでは、中長期的な戦略として「景気に左右されることなく利益を上げ得る強固な経営体質」の確立・定着を図るべく、全社を挙げて取り組んでおり、また一方で、内部管理体制の強化やコンプライアンスの遵守など、経営の改善にも取り組んでまいります。さらに、近年、社会的な重要問題となっている、地球環境への配慮に努め、環境に調和する技術の開発や事業活動を心がけていくこととしています。これらひとつひとつの取組みが、当社及び当社グループの企業価値の向上、ひいては株主共同利益の極大化に繋がっていくものと考えております。

② 不適切な者によって支配されることを防止するための取組み

当社は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ）の一つとして、2021年5月12日開催の取締役会及び2021年6月29日開催の第122期定時株主総会の各決議に基づき、2008年6月27日に導入した「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」の内容を一部修正のうえ、継続しております（以下、継続後の対応策を「本プラン」という。）。

本プランは、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合に当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることをあらかじめ明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

(3) 不適切な者による支配を防止するための取組みについての取締役会の判断及びその理由

前記(2)の取組みは、企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるための具体的施策として策定されたものであり、前記(1)の基本方針に沿うものであります。特に、本プランは、株主総会で承認を得て導入されたものであること、その内容として合理的な客観的要件が設定されていること、独立性の高い社外取締役、社外監査役又は社外の有識者から選任される独立委員会が設置され、本プランの発動に際しては必ず独立委員会の判断を経ることが必要とされていること、独立委員会は当社の費用で第三者専門家を利用することができることとされていること、有効期間が最長約3年と定められた上、取締役会によりいつでも廃止できるとされていることなどにより、その公正性・客観性が担保されております。

したがって、当社取締役会は、前記(2)の取組みについて、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

## 7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

(1) 中間配当金

当社は、株主への利益還元を機動的に行う方針です。そのため、取締役会の決議により毎年9月30日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当を行うことができる旨を定款で定めております。

(2) 自己株式の取得

当社は、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸施策を機動的に遂行する方針です。そのため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

# 連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額           | 科 目             | 金 額           |
|-----------------|---------------|-----------------|---------------|
| <b>(資産の部)</b>   |               | <b>(負債の部)</b>   |               |
| <b>流動資産</b>     | <b>35,343</b> | <b>流動負債</b>     | <b>24,493</b> |
| 現金及び預金          | 7,333         | 支払手形及び買掛金       | 6,446         |
| 受取手形            | 1,505         | 短期借入金           | 3,040         |
| 売掛金             | 6,070         | 一年内償還予定の社債      | 6             |
| 契約資産            | 539           | 一年内返済予定の長期借入金   | 512           |
| 有価証券            | 5,000         | リース債務           | 400           |
| 商品及び製品          | 4,553         | 未払法人税等          | 687           |
| 仕掛品             | 6,331         | 契約負債            | 11,183        |
| 原材料及び貯蔵品        | 3,418         | 賞与引当金           | 481           |
| 未収入金            | 61            | 製品保証引当金         | 45            |
| その他             | 661           | その他             | 1,690         |
| 貸倒引当金           | △131          | <b>固定負債</b>     | <b>2,683</b>  |
| <b>固定資産</b>     | <b>12,164</b> | 社債              | 24            |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>10,179</b> | 長期借入金           | 765           |
| 建物及び構築物         | 3,454         | リース債務           | 736           |
| 機械装置及び運搬具       | 2,846         | 退職給付に係る負債       | 965           |
| 工具、器具及び備品       | 467           | 資産除去債務          | 119           |
| 土地              | 1,793         | その他             | 73            |
| リース資産           | 1,170         | <b>負債合計</b>     | <b>27,176</b> |
| 建設仮勘定           | 447           | <b>(純資産の部)</b>  |               |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>158</b>    | <b>株主資本</b>     | <b>19,598</b> |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>1,826</b>  | 資本金             | 4,880         |
| 投資有価証券          | 255           | 資本剰余金           | 140           |
| 退職給付に係る資産       | 980           | 利益剰余金           | 15,321        |
| 繰延税金資産          | 263           | 自己株式            | △743          |
| その他             | 344           | その他の包括利益累計額     | 723           |
| 貸倒引当金           | △17           | その他有価証券評価差額金    | 3             |
| <b>資産合計</b>     | <b>47,507</b> | 為替換算調整勘定        | 436           |
|                 |               | 退職給付に係る調整累計額    | 282           |
|                 |               | 新株予約権           | 9             |
|                 |               | <b>純資産合計</b>    | <b>20,331</b> |
|                 |               | <b>負債・純資産合計</b> | <b>47,507</b> |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額    |
|-----------------|--------|
| 売上高             | 37,547 |
| 売上原価            | 25,620 |
| 売上総利益           | 11,926 |
| 販売費及び一般管理費      | 7,845  |
| 営業利益            | 4,081  |
| 営業外収益           | 273    |
| 受取利息            | 10     |
| 受取配当金           | 37     |
| 受取貸料            | 3      |
| 物品売却益           | 58     |
| 助成金収入           | 19     |
| 為替差益            | 103    |
| その他             | 38     |
| 営業外費用           | 156    |
| 支払利息            | 94     |
| 支払手数料           | 21     |
| その他             | 40     |
| 経常利益            | 4,197  |
| 特別利益            | 10     |
| 固定資産売却益         | 10     |
| 特別損失            | 4      |
| 固定資産処分損         | 4      |
| 税金等調整前当期純利益     | 4,203  |
| 法人税、住民税及び事業税    | 831    |
| 法人税等調整額         | 480    |
| 当期純利益           | 2,892  |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 2,892  |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。



# 連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                          | 株 主 資 本 |           |           |         |        |
|--------------------------|---------|-----------|-----------|---------|--------|
|                          | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式 | 株主資本合計 |
| 当期首残高                    | 4,880   | -         | 13,304    | △3,081  | 15,102 |
| 会計方針の変更による累積的影響額         |         |           | △435      |         | △435   |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高        | 4,880   | -         | 12,868    | △3,081  | 14,667 |
| 当期変動額                    |         |           |           |         |        |
| 剰余金の配当                   |         |           | △440      |         | △440   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益          |         |           | 2,892     |         | 2,892  |
| 自己株式の取得                  |         |           |           | △8      | △8     |
| 自己株式の処分                  |         | 140       |           | 2,346   | 2,486  |
| 株主資本以外の項目の<br>当期の変動額(純額) |         |           |           |         |        |
| 当期変動額合計                  | -       | 140       | 2,452     | 2,338   | 4,930  |
| 当期末残高                    | 4,880   | 140       | 15,321    | △743    | 19,598 |

|                          | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 |              |                  |                   | 新 株<br>予 約 権 | 純資産合<br>計 |
|--------------------------|-----------------------|--------------|------------------|-------------------|--------------|-----------|
|                          | その他有価証券<br>評価差額金      | 為替換算<br>調整勘定 | 退職給付に係る<br>調整累計額 | その他の包括利益<br>累計額合計 |              |           |
| 当期首残高                    | 4                     | △319         | 292              | △22               | -            | 15,080    |
| 会計方針の変更による累積的影響額         |                       |              |                  |                   |              | △435      |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高        | 4                     | △319         | 292              | △22               | -            | 14,645    |
| 当期変動額                    |                       |              |                  |                   |              |           |
| 剰余金の配当                   |                       |              |                  |                   |              | △440      |
| 親会社株主に帰属する当期純利益          |                       |              |                  |                   |              | 2,892     |
| 自己株式の取得                  |                       |              |                  |                   |              | △8        |
| 自己株式の処分                  |                       |              |                  |                   |              | 2,486     |
| 株主資本以外の項目の<br>当期の変動額(純額) | △0                    | 756          | △10              | 745               | 9            | 755       |
| 当期変動額合計                  | △0                    | 756          | △10              | 745               | 9            | 5,685     |
| 当期末残高                    | 3                     | 436          | 282              | 723               | 9            | 20,331    |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額           | 科 目             | 金 額           |
|-----------------|---------------|-----------------|---------------|
| <b>(資産の部)</b>   |               | <b>(負債の部)</b>   |               |
| <b>流動資産</b>     | <b>22,659</b> | <b>流動負債</b>     | <b>17,818</b> |
| 現金及び預金          | 3,018         | 支払手形            | 283           |
| 受取手形            | 3             | 電子記録債権          | 3,199         |
| 電子記録債権          | 1,396         | 買掛金             | 2,222         |
| 売掛金             | 3,734         | 一年内償還予定の社債      | 6             |
| 約資産             | 539           | 一年内返済予定の長期借入金   | 384           |
| 有価証券            | 5,000         | リース債権           | 100           |
| 商品及び製品          | 2,886         | 未払金             | 428           |
| 仕掛品             | 4,358         | 未払費用            | 109           |
| 原材料及び貯蔵品        | 1,095         | 未払法人税等          | 496           |
| 前払費用            | 109           | 契約負債            | 10,171        |
| その他金            | 518           | 引当金             | 46            |
| 貸倒引当金           | △2            | 賞与引当金           | 255           |
| <b>固定資産</b>     | <b>10,963</b> | 製品保証引当金         | 24            |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>2,982</b>  | その他             | 91            |
| 建物              | 865           | <b>固定負債</b>     | <b>628</b>    |
| 構築物             | 21            | 社債              | 24            |
| 機械装置            | 470           | 長期借入金           | 395           |
| 車両運搬具           | 1             | リース債権           | 159           |
| 工具、器具及び備品       | 151           | 繰延税金負債          | 8             |
| 土地              | 982           | その他             | 40            |
| リース資産           | 220           | <b>負債合計</b>     | <b>18,447</b> |
| 建設仮勘定           | 269           | <b>(純資産の部)</b>  |               |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>136</b>    | <b>株主資本</b>     | <b>15,166</b> |
| ソフトウェア          | 121           | 資本金             | 4,880         |
| リース資産           | 2             | 資本剰余金           | 296           |
| その他             | 12            | その他資本剰余金        | 296           |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>7,844</b>  | <b>利益剰余金</b>    | <b>10,683</b> |
| 投資有価証券          | 0             | 利益準備金           | 344           |
| 関係会社株式          | 6,891         | その他利益剰余金        | 10,339        |
| 関係会社出資金         | 306           | 別途積立金           | 3,000         |
| 前払年金費用          | 574           | 繰越利益剰余金         | 7,339         |
| その他             | 88            | <b>自己株式</b>     | <b>△693</b>   |
| 貸倒引当金           | △17           | 新株予約権           | 9             |
| <b>資産合計</b>     | <b>33,623</b> | <b>純資産合計</b>    | <b>15,175</b> |
|                 |               | <b>負債・純資産合計</b> | <b>33,623</b> |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目          | 金 額    |
|--------------|--------|
| 売上高          | 20,575 |
| 売上原価         | 13,624 |
| 売上総利益        | 6,950  |
| 販売費及び一般管理費   | 4,028  |
| 営業利益         | 2,921  |
| 営業外収益        | 141    |
| 受取利息及び受取配当金  | 98     |
| 為替差益         | 19     |
| その他          | 23     |
| 営業外費用        | 75     |
| 支払利息         | 26     |
| 社債利息         | 0      |
| 支払手数料        | 21     |
| その他          | 27     |
| 経常利益         | 2,987  |
| 特別利益         | 6      |
| 固定資産売却益      | 6      |
| 特別損失         | 4      |
| 固定資産処分損      | 4      |
| 税引前当期純利益     | 2,989  |
| 法人税、住民税及び事業税 | 461    |
| 法人税等調整額      | 438    |
| 当期純利益        | 2,090  |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                     | 株 主 資 本 |                 |           |                 |               |               |         | 新 株<br>予 約 権 | 純 資 産<br>合 計 |                |
|---------------------|---------|-----------------|-----------|-----------------|---------------|---------------|---------|--------------|--------------|----------------|
|                     | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金       |           | 利 益 剰 余 金       |               |               | 自 己 株 式 |              |              | 株 主 資 本<br>合 計 |
|                     |         | そ の 他 資 本 剰 余 金 | 利 益 準 備 金 | そ の 他 利 益 剰 余 金 |               | 利 益 剰 余 金 合 計 |         |              |              |                |
|                     |         |                 |           | 別 途 積 立 金       | 繰 越 利 益 剰 余 金 |               |         |              |              |                |
| 当期首残高               | 4,880   | －               | 299       | 3,000           | 6,162         | 9,461         | △2,876  | 11,465       | －            | 11,465         |
| 会計方針の変更による累積的影響額    |         |                 |           |                 | △428          | △428          |         | △428         |              | △428           |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高   | 4,880   | －               | 299       | 3,000           | 5,734         | 9,033         | △2,876  | 11,037       | －            | 11,037         |
| 当期変動額               |         |                 |           |                 |               |               |         |              |              |                |
| 利益準備金の積立            |         |                 | 45        |                 | △45           | －             |         | －            |              | －              |
| 剰余金の配当              |         |                 |           |                 | △440          | △440          |         | △440         |              | △440           |
| 当期純利益               |         |                 |           |                 | 2,090         | 2,090         |         | 2,090        |              | 2,090          |
| 自己株式の取得             |         |                 |           |                 |               |               | △8      | △8           |              | △8             |
| 自己株式の処分             |         | 296             |           |                 |               |               | 2,190   | 2,486        |              | 2,486          |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) |         |                 |           |                 |               |               |         |              | 9            | 9              |
| 当期変動額合計             | －       | 296             | 45        | －               | 1,604         | 1,649         | 2,182   | 4,128        | 9            | 4,138          |
| 当期末残高               | 4,880   | 296             | 344       | 3,000           | 7,339         | 10,683        | △693    | 15,166       | 9            | 15,175         |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月13日

株式会社岡本工作機械製作所  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
東京事務所

|                    |       |         |
|--------------------|-------|---------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 寺 田 昭 仁 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 春 山 直 輝 |

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社岡本工作機械製作所の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社岡本工作機械製作所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月13日

株式会社岡本工作機械製作所  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 寺 田 昭 仁  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 春 山 直 輝  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社岡本工作機械製作所の2021年4月1日から2022年3月31日までの第123期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。



当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、

リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

### 監査報告書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第123期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

- ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。  
なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備はない旨の報告を取締役等及び有限責任あずさ監査法人から受けております。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月17日

株式会社岡本工作機械製作所 監査役会

常勤監査役 田中良和 ㊟

常勤監査役 瀬川雅夫 ㊟  
(社外監査役)

社外監査役 山岡通浩 ㊟

社外監査役 下崎一生 ㊟

以上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと位置付けております。当期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりとしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類  
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金80円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は363,617,200円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2022年6月30日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供制度をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第15条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものいたします。

### 〈補足説明〉

電子提供制度とは、株主総会資料を自社のホームページ等のウェブサイトに掲載し、株主様に対し当該ウェブサイトのアドレス等を書面で通知する方法により、株主様に対して株主総会資料を提供することができる制度です。

電子提供制度は、上場会社に対して強制適用されることから、当社では次回（2023年6月）の株主総会から電子提供制度が適用されます。

次回以降の株主総会について、株主総会資料を書面で受領したい株主様は、「書面交付請求」のお手続きをお取りいただくことができます。

「書面交付請求」のお手続きにつきましては、証券会社にお申し出の場合は、口座を開設している証券会社へ、株主名簿管理人にお申し出の場合は、三菱UFJ信託銀行へお問い合わせください。

## 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                          | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> | <p>(削除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日まで<del>に</del>書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>(附則)</p> <p>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p>第1条 定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び定款第15条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会とする株主総会については、定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。</p> <p>3 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p> |

以上

# 株主総会 会場ご案内図

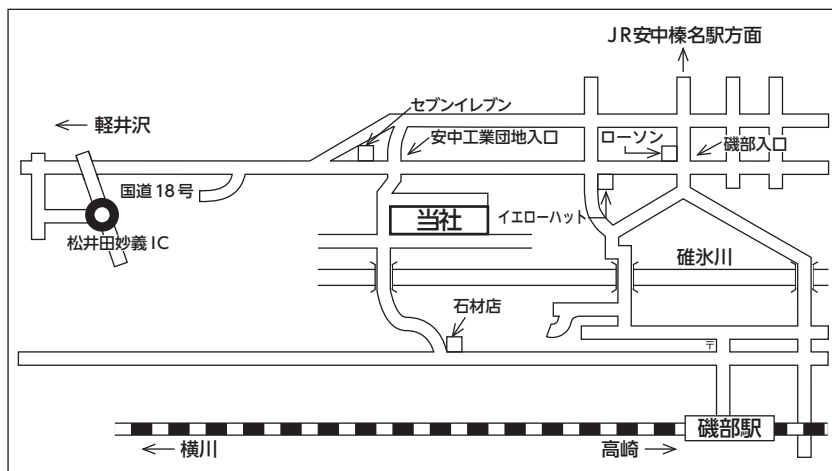
新型コロナウイルス感染予防のため、本定時株主総会につきましては、事前に書面またはインターネットにて議決権を行使いただき、極力当日のご来場をお控えいただきますよう、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

〒379-0135 群馬県安中市郷原2993番地

TEL.027-385-5800 (代表)

FAX.027-385-5880 (代表)



## 交通のご案内

### ・電車ご利用の場合

J R 高崎駅より信越本線 磯部駅よりタクシー約5分

北陸新幹線 安中榛名駅よりタクシー約15分

### ・お車ご利用の場合

上信越自動車道松井田妙義ICを安中松井田方面に降り、国道18号線を右折、高崎安中方面へ。4つ目の信号安中工業団地入口を右折。松井田妙義ICから約7km、約10分。

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。